

## 館山市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

館山市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域福祉活動に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 産業経済の振興に関すること
- (5) 災害時における協力に関すること
- (6) 健康増進に関すること
- (7) 市民サービスの向上に関すること
- (8) その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

なお、前項第1号に定める連携事項については、「道路の損傷等の情報提供に関する覚書（平成9年12月19日締結）」、「ごみ不法投棄の情報提供に関する覚書（平成13年9月26日締結）」及び「高齢者見守り事業協力に関する協定書（平成27年7月10日締結）」のとおり実施するものとする。

3 甲及び乙は、第1項第5号に定める連携事項については、別紙「災害発生時の協力に関する覚書」のとおり実施するものとし、本協定の締結に伴い、「災害時における館山郵便局及び館山市間の協力に関する覚書（平成9年10月9日締結）」は失効するものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定内容の変更及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、第3条の有効期間にかかるときは、本協定を解除しようとするときは、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （協力郵便局）

第5条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

### （免責）

第6条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、甲が1通、乙が2通を保有するものとする。

令和2年12月15日

甲 千葉県館山市北条1145番地の1

館山市

館山市長

金丸謙一

乙 館山市内郵便局代表

千葉県館山市北条1635番地の3

館山郵便局長

黒田孝幸

千葉県館山市北条1074番地

館山北條郵便局長

平山利行

別表

局名	住所
館山郵便局	館山市北条 1 6 3 5 - 3
布良郵便局	館山市布良 3 0 6 - 1
館山那古郵便局	館山市那古 1 1 0 2
館山北條郵便局	館山市北条 1 0 7 4
西岬郵便局	館山市見物 4 4 - 3
館山船形郵便局	館山市船形 3 2 0
九重駅前郵便局	館山市二子 1 3 3 - 1
館山柏崎郵便局	館山市沼 1 5 9 1
館山駅前郵便局	館山市北条 2 2 0 4
神戸郵便局	館山市大石 1 4 9 6
館山大戸郵便局	館山市大戸 1 9 6 - 3
館山八幡郵便局	館山市八幡 5 1 6 - 7
館山国分郵便局	館山市国分北郷 8 4 8 - 3